

令和4年度

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会事業計画

1. 本協議会を取り巻く情勢

社会構造の変化により、本町は他市町に先駆けて少子高齢化が著しく進行し、高齢者世帯及び一人暮らし高齢者をはじめとする単身世帯の増加、家族や地域との繋がりの希薄化、ひきこもりなど社会的孤立や摩擦を背景にした社会問題が大きくなっています。さらに世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染拡大は、貧困層の増加、景気低迷、移動制限など生活のあらゆる側面に影響を及ぼしました。今もなお収束の見通しが立たない状況です。

本町では、令和元年10月12日から13日にかけて発生した令和元年東日本台風により、多くの町民が被災し住み慣れた地域を離れ、令和4年2月現在で未だ111世帯の方々がプレハブ仮設住宅での生活を余儀なくされています。

このような中、町をはじめとする関係機関と連携しながら被災者を支援するため、本会は、町から「被災者見守り・相談支援事業」を受託し、令和元年12月25日に丸森町社協地域支え合いセンターを設置しました。被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、5人の生活支援相談員による訪問・見守り活動を軸として、役職員一丸となり被災された方の支援に取り組んでいます。

一方、国や地方自治体の財政は年々厳しさを増しており、本会としても自主財源の確保が求められています。このようなことから、一つの方法として2つの認定こども園を運営、令和3年度より私立の認可保育所として大内保育所を運営しており、人格が形成される重要な時期である幼児期の保育・教育を行うとともに、子どもたちの生活や学びの基盤を整備することを目的として、認定こども園・大内保育所の教育と小学校の教育を円滑に接続し、組織的に支えるため、幼保小連携の推進に取り組んでまいります。

平成29年度の社会福祉法改正に伴い社会福祉法人としてのガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、地域の課題やニーズを踏まえた地域における公益的な取り組みを推進することで地域福祉の中心的な団体として位置づけられている本会の広範囲にわたる役割や機能は、ますます重要となってきています。

2. 基本方針

- 「であい・ふれあい・支え合い」のスローガンのもと、誰もがその地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり進展のため、住民・関係団体の皆様と諸事業を積極的に遂行してまいります。
- 令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第1期丸森町地域福祉活動計画」の策定準備期間とします。
- 令和元年東日本台風により被災した町民が抱える精神的・身体的な問題から経済的な問題など複合化、複雑化した問題を世帯丸ごと受け止め、関係機関と連携しながら支援に努めます。
- 認定こども園、認可保育所の運営に関しては、子どもの健やかな成長、発達、自立することに最良の施設となるよう、円滑な運営に努めます。
- 放課後児童の適切な遊び及び生活の場を提供するための放課後児童健全育成事業の円滑な運営に努めます。
- 認定こども園・保育所と小学校の教育を円滑に接続するため、幼保小連携の推進に取り組んでまいります。
- 新型コロナウイルス感染状況を注視しながら感染症対策を徹底して各種事業を推進してまいります。

3. 重点事業

1. 地域福祉の推進

- ① 民生委員児童委員等との連携の強化と充実
- ② 地域福祉サービスニーズ調査の実施
- ③ 生活支援体制整備事業による住民支え合い体制の推進
- ④ 福祉施設との協働による活動の推進(丸森町社会福祉施設等連絡会)
- ⑤ 被災者見守り・相談支援事業(地域支え合いセンター)の推進
- ⑥ 地域福祉活動計画(第1期計画)の策定準備期間
- ⑦ フードバンクによる生活困窮者支援

2. 児童福祉と福祉教育の推進

- ① 幼保連携型認定こども園「丸森ひまわりこども園」の運営
- ② 保育所型認定こども園「丸森たんぽぽこども園」の運営
- ③ 認可保育所「大内保育所」の運営
- ④ 幼保小連携の推進
- ⑤ 放課後児童健全育成事業の運営
- ⑥ 丸森町子育て支援まちづくり計画に基づく連携・協働活動
- ⑦ 学校における福祉体験活動

3. 介護を予防するための事業の充実強化

- ① 町事業と連携した介護予防事業の積極的推進
- ② もりもりクラブの活動促進
- ③ ふれあいサロンの活動支援

4. ボランティアセンター運営事業の推進

- ① 地域・住民並びに小・中・高生を対象とした幅広いボランティア育成とボランティア活動の充実
- ② 平時の災害ボランティアセンター体制整備
- ③ 住民・職員向け災害ボランティア研修会の実施
- ④ 子育てボランティアの育成

5. 総合的な相談支援事業の推進

- ① 町民の困りごと、心配ごとを受け付ける生活相談所の運営
- ② 日常生活自立支援事業(通称:まもり一ぶ)の積極的活用
- ③ 法人後見制度による権利擁護支援
- ④ 生活福祉資金、生活安定資金活用による生活困窮者支援

4. 具体的事業活動計画

(1)法人運営

- ① 適正な法人運営
 - ア) 社会福祉協議会の役員組織の強化と事務局体制の強化
 - a.理事会、監事会、評議員会の開催
 - b.各種委員会の開催
- ② 自主財源確保のための会員拡大
 - ア) 賛助会員、特別会員の拡充による財源の確保
- ③ 研修事業
 - ア) 自立経営に向けての役職員の研修・協議の充実
 - イ) 職員の資質向上

- ④ 調査研究
 - ア) 福祉活動のための調査活動
 - a.福祉世帯調査・台帳整備
 - b.福祉施設連絡会の運営
 - c.社会福祉援助技術実習生の受け入れ
 - イ) 「第1期丸森町地域福祉活動計画」の策定準備

(2) 広報・啓発事業

- ① 住民への地域福祉の啓発
 - ア) 広報紙『社協まるもり』の発行
 - イ) マスコットキャラクターを活用した本会の理解促進
 - ウ) SNSを活用した本会事業の理解促進
 - エ) 誰にでも見やすいホームページのリニューアル
- ② 社会福祉事業功労者顕彰事業
- ③ 健康と福祉のつどいの開催（丸森町と共催）
 - ア) 運営委員会・企画委員会の開催

(3) 助成事業

- ① 地区社協活動支援事業
 - ア) 活動助成金(自治組織も含む)の交付
 - イ) 地区社協会長、住民自治組織会長との推進会議
 - ・地区福祉活動事業との整合を図る
 - ウ) 町社協と住民自治組織との連携事業(地区社協も含む)
 - ・住民自治組織との連携 各住民自治組織の福祉部会(地区社協)との協働事業の開発・実施(介護予防事業及び自主防災活動含む)
- ② 民生委員児童委員協議会支援事業
 - ア) 丸森町民生委員児童委員協議会事務局
- ③ ボランティア連絡会支援事業
- ④ 共同募金委員会支援事業(丸森町共同募金委員会活動育成支援と連携)
 - ◎配分金を活用した事業の展開と安定した財源の確保
 - ア) 赤い羽根募金
 - 地域福祉活動(社会福祉協議会)への配分による事業

- イ) 歳末たすけあい募金
地域歳末配分事業

⑤ 福祉団体支援事業

- 心身障害児者親の会、身体障害者福祉協会、遺族会
- 老人クラブ連合会、発達障害児者親の会エール
- 子ども会育成会、

(4) 地域福祉事業

① 高齢者福祉推進事業

- ア) ふれあいサロン事業の活動支援
 - ・ふれあいサロン 60 団体
- イ) ひとり暮らし高齢者への手づくり誕生日カードプレゼント事業
- ウ) もりもりクラブ(高齢者と小学生の交流事業)
- エ) ユニバーサルスポーツを活用した介護予防の取り組み

② 障害者福祉推進事業

- ア) 心身障害児者支援事業(交流会の支援)
- イ) 障害者福祉団体との共催による事業
- ウ) 障害者グループホームへの支援
- エ) 卓球バレー等活動普及
- オ) 「障がい者の心豊かな生活を考える会」の活動支援

③ 児童福祉推進事業

- ア) ブックスタート事業
 - ・町の乳児全戸訪問時(4か月児)に絵本のプレゼント
- イ) 遺児支援事業
- ウ) 学童保育支援事業
- エ) 子育て支援事業

④ 災害援護事業

- ア) 災害時の見舞金(全焼・全壊 20,000 円 半焼・半壊 10,000 円等)

⑤ 福祉用具利用サービス事業

- ア) 福祉用具利用サービス事業
 - a 車イス b 介護用ベッド

⑥ フードバンク事業

- ア) 食料の提供による生活困窮者支援

(5) ボランティアセンター活動事業

① ボランティアセンター活動事業

- ア) ボランティアの登録・相談・活動調整
 - ・広報、啓発活動
 - ・ボランティア活動保険加入受付
 - ・仮設団地サロンの支援
- イ) ボランティアの育成
 - ・各種研修会の開催、紹介
 - ・傾聴講座の開催
- ウ) ボランティア団体活動支援
 - ・ボランティアグループ同士の交流
 - ・各団体の視察・研修会調整
- エ) 福祉教育
 - ・福祉体験・防災学習の実施
 - ・サマーボランティアの実施

② 災害ボランティアセンター事業

- ア) 災害ボランティアセンター運営マニュアルを活用した体制整備
- イ) 災害ボランティアセンター住民向け研修会の実施
- ウ) 災害ボランティアセンター職員向け研修会の実施
- エ) 宮城県社会福祉協議会を含む県内36社会福祉協議会間における災害時相互支援協定書締結に基づく災害支援活動派遣職員の登録
- オ) 県南地域社会福祉協議会(名取市以南4市9町)との災害支援連携

③ 安心安全な地域づくり推進事業(生活あんしん事業)

- ・災害時備蓄品の展示・紹介
- ・地区住民自治組織や自主防災組織との連携

(6) 総合相談支援事業

① 生活相談所の運営

- ア) 町民の困りごと相談(毎月第1、第3、第5火曜日開設、他電話相談対応)
- イ) 「弁護士相談」の実施

(7) 福祉サービス総合支援事業

① 成年後見事業

- ア) 成年後見制度による法人後見の取り組み

(8)受託事業

- ① 地域福祉等推進事業
 - ア) シニア元気クラブ
 - イ) ボランティア推進事業
- ② 家族介護者交流サロン開催(隔月1回)
 - ア) 介護者同士の交流と心身の負担軽減を図ることを目的とした事業
- ③ 介護教室
 - ア) 介護に関する知識、介護方法等の技術を提供することを目的とした事業
- ④ 生活福祉資金貸付制度(県社協委託事業)
 - ア) 緊急小口資金(東日本大震災、台風19号、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた貸付制度)借受世帯の償還に係る相談支援
 - イ) 総合支援資金(新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた貸付制度)借受世帯の償還に係る相談支援
- ⑤ 日常生活自立支援事業(通称:まもりーぶ)
 - ア) 高齢者の方や障害を持った方の福祉サービス利用手続きや金銭管理をサポートする事業
- ⑥ 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター業務」
 - ア) 体制…生活支援コーディネーター専任1人・兼務2人
 - イ) 地域支え合いサポーターの整理(地域支え合い登録カードの活用)
 - ウ) 各地区での「ささやき会議」の実施
 - エ) 住民助け合い・支え合いの推進(広報啓発)
- ⑦ 被災者見守り・相談支援事業「丸森町社協地域支え合いセンター」
 - ア) 体制…生活支援相談員5人以内
 - イ) プレハブ応急仮設住宅 訪問・巡回
 - ウ) 在宅被災者 再建状況確認訪問
 - エ) みなし仮設入居者 見守り訪問
 - オ) プレハブ応急仮設住宅における住民活動支援
 - カ) 地域支え合いセンターかわら版の発行(隔月発行)

(9)資金貸付事業

- ① 低所得世帯への生活安定資金貸付と償還指導(民生委員児童委員協力)
 - ア)貸付調査委員会の随時開催

(10) 丸森たんぽぽこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号による、保育所型認定こども園の運営（定員185名 保育園機能155名 幼稚園機能30名）

(11) 丸森ひまわりこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による、幼保連携型認定こども園の運営（定員156名 保育園機能141名 幼稚園機能15名）

(12) 大内保育所運営事業

- ① 児童福祉法（昭和2年法律第164号）第39条による認可保育所の運営（定員35名）

(13) 幼保小連携推進事業

- ① 小学校との交流研修計画に基づく子どもたちの交流と職員合同研修等の実施

(14) 放課後児童健全育成事業

- ① 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業の運営

5. 関係機関との連携・支援 その他

- ① 町保健福祉課・町子育て定住推進課
- ② 町復興対策室
- ③ 県・各市町村社会福祉協議会
- ④ 住民自治組織
- ⑤ 各医療機関・福祉施設
- ⑥ 介護保険事業所
- ⑦ 遺族会その他の福祉関係団体の育成支援・団体事務
- ⑧ その他必要とする機関・事業所 など